

農地等の転用手続き（第4・5条関係）

農地は、工場の敷地などとは異なり、それ自身が生産力を持つものであり、農業における基本的な生産基盤です。

特に、わが国のように国土が狭く、かつその3分の2は森林が占めるという自然条件の中で、食料の安定的な供給を図るためには、優良な農地を確保するとともに、それを最大限効率的に利用する必要があります。

このことから、農地を農地以外のものに転用する場合には、農地法の許可が必要です。

1 農地とは

農地法における農地とは「耕作の目的に供される土地」とされています。具体的には、田や畑はもちろん、果樹園、牧草採取地等も農地になります。

2 手続きをする前に

(1) 転用計画農地が次の表のいずれに該当するか、市農業振興課で確認してください。

砺波市	①農業振興地域	(A) 農用地区域
		(B) 非農用地区域
	②農業振興地域から除外する地域	

(A) 農用地区域は、将来に向けて農用地として利用すべき土地であり、この区域の農地は農業以外の用途に転用することができません。転用するためには、(B) 非農用地区域への区分換え（農振除外）が必要です。

(2) 転用計画農地が地域計画内の農地であるか、市農業振興課で確認してください。

①地域計画内の農地である場合は、農地転用の申請前に、地域計画の変更手続きが必要となりますので、地域計画変更申出書の提出が必要となります。その際、転用申請時に添付する書類も併せて提出が必要です。

②地域計画変更申出の受付は、原則として毎月（20日頃締切）行います。

③地域計画を変更するには、締切日より約30日かかります。

④地域計画の変更後に、農地転用申請の受付が出来ます。

3 農振除外手続き

(1) 必要な書類（正副各1部）

- | | |
|---------------|--------------------|
| ① 除外願い | ⑥ 既存施設の土地利用図 |
| ② 土地登記事項証明書 | ⑦ 分家住宅の場合は譲受人の戸籍抄本 |
| ③ 見取り図・公図 | ⑧ 事業計画図 |
| ④ 土地利用計画図 | ⑨ 法人の場合は法人登記事項証明書 |
| ⑤ 工作物の平面図・立面図 | |

※その他必要な資料の提出をお願いする場合があります。

(2) 受付期日・期間について

- ①農振除外願いの受付は、原則として年6回（偶数月末頃締切）行います。
- ②認可を受けるには、締切日より約8ヶ月かかります。

(3) 留意事項

- ①農振除外願いには次の同意が必要です。

ア 隣接農地の所有者・耕作者	ウ 集落代表者	オ 土地改良区
イ 生産組合長	エ 用土地改良区	カ 農業委員
- ②農振除外願いの目的と違った農地転用申請はできません。
- ③農振除外願いにかかる農地転用申請は、認可の日から遅滞なく行ってください。

4 農地転用申請手続き

(1) 必要な書類（正副各1部）

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 農地転用申請書 | ⑨ 工作物の平面図・立面図 |
| ② 全部事項証明書 | ⑩ 転用許可申請資料 |
| ③ 見取り図・公図 | ⑪ 農振除外決定通知書写し |
| ④ 資金証明書 | ⑫ 抵当権者同意書 |
| ⑤ 事業計画書 | ⑬ 法人登記事項証明書又は定款 |
| ⑥ 隣接農地の所有者・耕作者の意見書 | ⑭ 盛土規制法に関する事前相談書 |
| ⑦ 土地改良区・用土地改良区の意見書 | ⑮ 盛土許可の場合は申請書の写し |
| ⑧ 土地利用計画図 | |

※その他必要な資料の提出をお願いする場合があります。

(2) 受付期日・期間について

- ①農地転用申請の受付は、原則として毎月（20日頃締切）行います。
- ②許可を受けるには、締切日より約40日かかります。

(3) 留意事項

- ①農地転用できない農地は次のとおりです（住宅敷地の場合）。
 - ア 近隣の宅地より、おおむね50m以上離れている農地。
 - イ 宅地面積の総合計が、一般住宅は500㎡、農家住宅は1,000㎡を超える案件。
- ②3,000㎡以上の農地転用には県農業会議、県農業経営課の現地調査があります。
- ③3,000㎡以上の農地転用には開発許可申請（窓口は市都市整備課）が必要です。
- ④5,000㎡以上の農地転用には国土利用計画法に基づく届出（窓口は市企画政策課）が必要です。
- ⑤地元の集落代表者及び農業委員に転用事業の内容を説明し、同意を得てください。

